

第6回 新しい地方財政再生制度研究会

【開催日時等】

- 開催日時：平成18年10月27日（月）16：30～18：00
- 場所：総務省7階省議室
- 出席者：宮脇座長、赤羽委員、小早川委員、白川委員、森田委員、菅大臣（挨拶のみ）、岡本自治財政局長、椎川大臣官房審議官、平嶋地方債課長、丹下公営企業課長、青木財務調査課長 他

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

【配布資料】

- 資料1～5

【概要】

- 事務局より資料1～5について説明

○出席者からの主な意見・やり取り

<資料2について>

- ・ 会計ごとに指標やスキームを制度化するとは、全体でなく、特定の会計について再生措置を行うこともあるということか。
- ・ 現在考えている指標のイメージは、再生段階においても現在の準用再建制度における基準に近いのではないか。そうなると指標として定めても、あまり機能を果たせないのではないか。
- ・ まずは早期是正段階でフロー面・ストック面を含めた将来のリスクを把握して、早期に健全化させることが重要であり、それをどの程度にするか、然る後に再生が必要な段階はどこまでか、を検討するのがこれまでの議論の方向性と認識している。
- ・ 指標で重要なのは抜け道を無くすことであり、フローの範囲において確実に財政悪化を把握できるよう設計し、かつフローからストックへ逃げて隠すようなこともできないように設計することで、現行法の欠陥は大方補えるのではないか。
- ・ 例えばプライマリーバランスなどは地方自治体においても意味を持っていると考えるが、指標の中に入れることは考えられるか。
- ・ 他会計が悪化した場合に、一般会計から繰り入れるかたちで処理をすると、一般会計の方が悪くなる。よってトータルで見ると必要があるというのが今ま

での議論だが、会計を分けても大丈夫なのか。別基準で再生スキームを作っても、数字がしっかり表に出てくればチェック可能ということか。

- ・ 指標の捉える会計を分けることで、政治的責任を明らかにしないまま特定の会計だけ再生してしまうことが考えられるが、自治と責任という観点から問題は生じないか。
- ・ 会計ごとの再生とは、会社で言えば部門ごとの清算のイメージ。地方独法などは子会社的なイメージで別にするのもあろうが、やはり原則は連結ベースで見るときでは。公営企業の長は首長と異なる場合もあるため、その場合の首長の責任はどうか。また会計ごとに分けることの意義は何か。
- ・ 公営企業は原則として自己責任・自己完結。廃止することも可能であり、自力で行える措置もあり、会計の独立性が強いということもある。
- ・ 会計全体を連結することが基本の考え方だが、公営企業の特異性から、全体で見ると逆に見えづらくなる部分もある。よって早期是正段階においては会計ごとに分けるという考え方もあり得るのでは。
- ・ 個別の会計と地方公共団体本体では重要度が違う。会計ごとに分けて見ること、一般会計への影響が見えなくなると問題なので、特異性から分けて見る必要がある場合も、本体への影響が見えるようにして対応すべきでは。個別の会計が悪いときに一般会計で支える判断をすることもある種、政治的な責任たり得るのでは。
- ・ 公営企業会計の損失は一般会計も担保している。仮に会計を分けても、債権者は一般会計にまでかかっていくことになるため、個別会計だけの再生の話では終わらない。
- ・ デフォルトを想定せずに事業改善を考えるならば個別会計で見るが、債権者との関係があるならば個別会計だけの話ではないとの2段階か。
- ・ もう少し整理が必要な部分もあるが、対象・範囲については概ね資料2の考え方を前提に、具体的な指標の内容の議論を行う方向で検討することとしたい。

<資料4について>

- ・ 案の2で「再生計画に対する国の同意を義務づける」とあるが、義務づけるのは同意を申し出ることか、同意を得ることか。
- ・ 民事の場合は、民事再生の申し出・裁判所の決定・再生計画の承認・執行と様々な段階がある。ここでも①手続き開始の申し出、②手続き開始の決定、③計画の内容の承認、④執行の担保といった段階ごとに分けて、検討すべきでは。また、国と地方の関係のみ示されているが、裁判所や第三者機関の関与について、必要性も含めて検討が必要ではないか。
- ・ 少なくともここでは、債権は全て確保されるため、国と地方の関係のみで議論を組み立てるだけで良いという整理か。
- ・ 案2では計画を策定しなければ違法状態との考えだが、それに対しての措

置等も検討すべきか。

- ・ 指標の立て方にもよるだろうが、違法状態は放っておくと自治体の破滅につながるという状況ではないか。それは住民の不幸につながるが、自己責任において解決されないとすると、何らかの解決方法が残ることになる。それこそが国が何とかするということであり、自治体にその甘えが残っている以上、違法状態は続いてしまうのではないか。
- ・ 基本的に、地方自治体は法令等を遵守するものとして法体系が作られている。更に違法状態を自治体そのままにした場合にどのようなサンクションがあるかは、この再生法制の議論だけに止まるものではなく難しい面がある。
- ・ 違法状態の放置で首長・議会が責任を負うとしても、それが最終的に住民に責任を負わせるようになってしまうのでは問題では。自治イコール自己責任とは言え、そこまで自己責任を問うても良いものか。
- ・ とは言え、国の勧告・命令・代執行等の制度まで考える必要があるかという点、起債制限がかかり、それでも改善がなされないという状況で、その情報が適切に提供されれば、自治体内で理性的な判断が起きるはずではないか。住民自治を信用する今のシステムの中では、国の関与もある程度は必要だが、情報開示等、自己軌道修正がしやすいような仕組みを作り、そうすれば何とかかなるということ信用すべきではないか。
- ・ 再生スキームに入るのは、相当深刻な段階になった後という前提で前回議論したことを考えると、案1では相当緩やかになってしまうのではないか。
- ・ 今後、案2・案3をベースにして検討を掘り下げていきたい。